

石川県公報

平成 29 年 3 月 30 日 (木曜日)

号 外

(第 21 号)

目 次

規 則		
○石川県工業試験場等の手数料に関する規則及びいしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産業政策課)	1	○石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (森林管理課) 3
○石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農業基盤課)	2	○石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 3
○家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則 (農業安全課)	3	

規 則

石川県工業試験場等の手数料に関する規則及びいしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

石川県工業試験場等の手数料に関する規則及びいしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第一条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表1の表(1)の項中「5,950円」を「8,440円」に、「1水準を増すごとに1,030円」を「1水準を増すごとに簡単なものは1,090円を、複雑なものは2,280円」に改める。

別表3の表(2)の項に次のように加える。

流動性試験	1 試料	5,710円
粘弾性試験	液体	1 試料 1,740円
	簡単なもの	1 試料 6,120円
耐光試験	複雑なもの	1 試料 10,590円
	カーボンフェードメーターによるもの	1 試料 20時間 1,990円 〔20時間を超えると きは1時間を超え るごとに100円を 加算する。〕
	キセノンフェードメーターによるもの	1 試料 20時間 3,980円 〔20時間を超えると きは1時間を超え るごとに190円を 加算する。〕

別表13の表(1)の項に次のように加える。

微小部 X 線応力測定装置	1 時間	3,490 円
---------------	------	---------

別表 13 の表(2)の項に次のように加える。

高性能 X 線光電子分光分析装置	1 時間	6,950 円
------------------	------	---------

別表 13 の表(3)の項中 「エアジェット式コンポジットワインド装置 1 時間 970 円」を

機能性糸加工機	1 時間	1,450 円
---------	------	---------

無縫製編物システム	1 時間	670 円
-----------	------	-------

無縫製横編機	1 時間	2,220 円
--------	------	---------

ニット用 CAD システム	1 時間	760 円
---------------	------	-------

る。

着用効果評価システム	1 時間	1,430 円
------------	------	---------

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第二条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

三十三 キャピラリーレオメーター	三、二二〇円
三十四 クリップ試験機	七四、八一〇円 (百時間を超えるときは一時間を超えるごとに六九〇円を加算する。)
三十五 メタルハライドウエザーマーター	一、三三〇円
三十六 溶融粘弾性測定装置	三、一四〇円
三十七 溶融粘弾性測定装置(液体窒素等使用)	四、二四〇円

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第十五号中「生産基盤」の下に「の畑地帯担い手育成型のうち中山間地域で行うものを除く。」を加え同号の次に次の一号を加える。

十五の二 担い手育成畑地帯総合整備事業(生産基盤の畑地帯担い手育成型のうち中山間地域で行うものに限る。)	五分の一
--	------

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の石川県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定は、平成二十八年度以降の年度の予算に係る県営土地改良事業の分担金について適用し、平成二十七年以前年度の予算に係る県営土地改良事業(平成二十八年

度以降の年度に繰り越されたものを含む。)の分担金については、なお従前の例による。

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 二 号

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川 県 規 則 第 十 九 号)の一部を次のように改正する。

別表の2の養五の項に次のように加える。

遺伝子検査料	一件につき	一、三五〇円
--------	-------	--------

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十九年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 三 号

石川 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 規 則 (平 成 十 五 年 石 川 県 規 則 第 六 十 四 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第四 条 第 二 項 中 第 七 号 を 第 九 号 と し、 第 三 号 から 第 六 号 ま で を 二 号 ず つ 繰 り 下 げ、 第 五 号 の 前 に 次 の 一 号 を 加 え る 。

四 木 材 の 安 定 供 給 の 確 保 に 関 す る 特 別 措 置 法 (平 成 八 年 法 律 第 四 十 七 号) 第 十 五 条 に 規 定 す る 資 金 十 二 年 以 内

第四 条 第 二 項 中 第 二 号 を 第 三 号 と し、 第 一 号 を 第 二 号 と し、 第 二 号 の 前 に 次 の 一 号 を 加 え る 。

一 山 村 振 興 法 (昭 和 四 十 年 法 律 第 六 十 四 号) 第 八 条 の 六 第 一 項 に 規 定 す る 資 金 十 二 年 以 内

第四 条 第 三 項 だ だ し 書 中 「前 項 第 三 号、 第 四 号 及 び 第 七 号」 を 「前 項 第 一 号、 第 五 号、 第 六 号 及 び 第 九 号」 に 改 め る 。

第 六 条 第 四 項 だ だ し 書 中 「 財 団 法 人 石 川 県 林 業 公 社」 を 「 公 益 財 団 法 人 石 川 県 林 業 公 社」 に 改 め る 。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四 条 第 二 項 中 第 七 号 を 第 九 号 と し、 第 三 号 から 第 六 号 ま で を 二 号 ず つ 繰 り 下 げ、 第 五 号 の 前 に 一 号 を 加 え る 改 正 規 定 (同 項 第 四 号 に 係 る 部 分 に 限 る。) は、 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る 。

石川 県 における 水 資 源 の 供 給 源 と し て の 森 林 の 保 全 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十九年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 四 号

石川 県 における 水 資 源 の 供 給 源 と し て の 森 林 の 保 全 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 における 水 資 源 の 供 給 源 と し て の 森 林 の 保 全 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 二 十 五 年 石 川 県 規 則 第 三 十 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 二 条 第 四 項 第 一 号 を 次 の よう に 改 め る 。

一 国 立 研 究 開 発 法 人 森 林 研 究 ・ 整 備 機 構

第 二 条 第 四 項 第 二 号 中 「第 九 条 第 二 号」 を 「第 十 条 第 二 号」 に 改 め る 。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

